

第5章

上ビルマ灌漑村における農地保有と 農産物の商品化 ——下ビルマ農村との比較——

はじめに

上ビルマのエーヤーワディ（イラワジ）川の中流域には、ドライゾーン⁽¹⁾と呼ばれる、ビルマのなかでは比較的雨量の少ない地域が広がっている。この地域は下ビルマのデルタ地帯と並ぶビルマ農業の一つの中心地域であるが、年間降水量は650～950ミリメートル程度であり、年に2000～3300ミリメートルも雨が降るデルタ地域とは自ずと農業のあり方も異なってくる。デルタ地域は、裏作として乾期にわずかながらラッカセイや豆類が栽培されるものの、基本的には雨期の降雨を利用した天水による水稻単作地帯である。それに対し、ドライゾーンの農業地域には、畑地での混作や輪作を中心とする乾地農法地域と、灌漑田での稻作を中心とする灌漑農業地域が展開している。とくに後者は、古くから灌漑設備が整い、ビルマの歴代王朝の穀倉となってきた。灌漑設備は降雨の不安定性を克服して水田に安定的に水を供給し、またその灌漑水がもたらす土壤養分は、休閑による地力維持の必要性を緩和して、水稻の連作あるいは多毛作を可能にした。

この灌漑地帯のなかでも、とりわけチャウセー（Kyau'hse）⁽²⁾地方は、ビルマ族の最初の統一王朝成立時（11世紀半ば）に大規模な河川灌漑が整備され、

以後歴代王朝の最も重要な食糧供給地の一つとなってきた。イギリスの植民地となって(下ビルマは1852年、全土は1886年)以降、下ビルマの開発が大々的に推進され、稻作の中心地域は下ビルマに移ったが、当時も今もチャウセー地方がビルマの重要な水稻生産地帯であることには変わりがない。このようないビルマ稻作農業の故郷ともいるべきチャウセー地方の農業について、独立(1948年)以後、実態調査は行われたことがなかった⁽³⁾。独立直後にはビルマ共産党や白色人民義勇軍との戦闘のためこの地域の治安が悪かったこと、ネーウィン政権成立(1962年)以降は農村の実態調査を厳しく制限していたこと、によるものと思われる。

筆者は、アジア経済研究所の海外派遣員としてビルマのヤンゴン(Yangon。旧名ラングーン)に居住(1986年4月～88年4月)していたおり、チャウセーのティンダウンジー(Thindawngyi)村に10日間ほど滞在する機会を得、50世帯の各戸別経済調査を行った。さらにその後、筆者の調査助手が52世帯の調査を行い、ティンダウンジー村の総世帯数126世帯のうち、102世帯の調査表を入手することができた。この調査は悉皆調査を目指したものであったが、諸般の事情により中途で打ち切らざるをえなかつたため、正規の標本抽出手続きを踏んでいない。調査期間といふ抽出方法といふ、きわめて不十分な調査といわざるをえない。だが、母集団(村の全世帯)に対し標本はかなり大きく、これらの資料と村の長老や村落評議会書記からの聞き取りを重ね合わせれば、実態から大きく乖離することはない判断し、調査で得たデータの一部を論文としてまとめることにした。

筆者が調査を行ったのは1987年7月であり、同年9月には供出制度が廃止されている。すなわち、筆者が調査を行った時期は、ネーウィン政権(1962～88年)のもとで後述のような農業政策が厳しく運用されていた期間の、まさに最後の時期にあたる。

本章の目的は、1962年から88年までビルマを統治してきたネーウィン政権のビルマ式社会主义に沿った農業政策に、上ビルマのティンダウンジー村の農民たちがどのように対応してきたかを、農地の保有および移転を中心とし

て、下ビルマのZ村のそれと比較しながら考察することにある⁽⁴⁾。ネーウィン政権の農業政策の特徴は、(1)農地の国有と耕作権の個人農への付与、(2)耕作権の対価としての強制供出制度、(3)国家の作付け計画に基づく強制栽培制度、の3点に要約することができる⁽⁵⁾。いずれも農民の経済生活を厳しく制約する内容を含んでいる。とくに本章の課題と密接に関連する(1)についてもう少し詳しく述べるならば、耕作権の移転は国家が一元的に管理し、売買、譲渡、質入れ、分割、相続等、一切の個人的な耕作権の移転は、法的に禁じられている。そして、このような制約条件下に置かれていることは、上ビルマも下ビルマも同じである。しかし、農業を取り巻く自然環境を大きく異にする両地域で、そのような制度的規制への村人たちの対応の仕方は果たして同じでありうるのだろうか。以下、ビルマ式社会主義下のティンダウンジー村の農地保有規模および農地移転の実態について吟味しながら、それが下ビルマのZ村のそれとどのような異同があるのかを考察し、その相違の背景を考えていきたい。

第1節 調査村の概況

1. チャウセー郡区と調査村の地理と歴史

調査村のティンダウンジー村は、マンダレー管区 (Mandalê tāin) —— チャウセー郡区 (Kyau'hse myōdūne) —— ティンダウン村落区 (Thindāun kyēiywaou'sù) に属する総世帯数126戸の農村である。ビルマでは村落区が行政の最小単位であり、1村以上（すなわち、単独の場合もありうる）の「村」が集まって、村落区を構成している。ティンダウンジー村は、隣のタウンフルエー (Taunhlwê) 村と一緒に2カ村で一つの村落区をなす。しかし、両村は明らかに異なる集落である。たとえば、ティンダウンジー村1村で一つの塊村となっており、周囲を生け垣に囲まれて、村のなかに通ずる道には門が設けら

れていて、夜間は閉じられることになっている⁽⁶⁾。つまり、日常生活の単位は村落区ではなく、自然村である「村」である。そうはいうものの、ティンダウンジー村とタウンフルエー村との関係は、他村との関係に比べて緊密であり、姻戚関係が多く、また僧侶に食物を捧げる (hsün ka'te) ときには両村の村人が一堂に会することが多い。

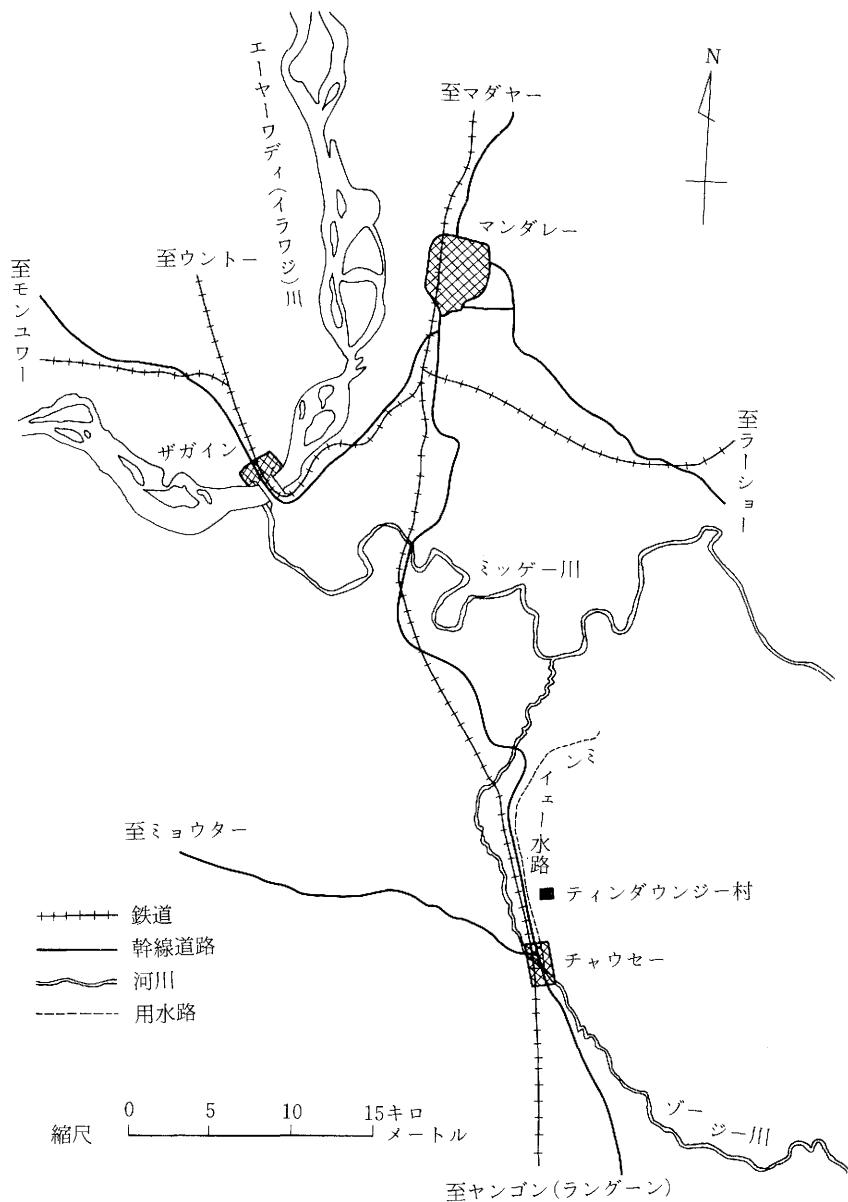
チャウセー郡区⁽⁷⁾の郡庁所在地であるチャウセー町は、古都マンダレーから、ヤンゴン＝マンダレー道路に沿って南方約48キロメートル、ヤンゴン＝マンダレー鉄道沿いには約44キロメートルの位置にある(第1図参照)。ヤンゴンからは、ヤンゴン＝マンダレー道路に沿って北方約645キロメートル、鉄道沿いには約578キロメートルである⁽⁸⁾。ティンダウンジー村は、ヤンゴン＝マンダレー道路をチャウセー町から4.5キロメートルほど北上した地点から、東に5分ほど歩いたところにある。

チャウセー郡区の地形は、中央部および西部の平野と東部の山地の二つに分けることができる。シャン州と接する東部には、シャン山地の西の縁にあたる急峻な山脈が連なっているが、郡区の大部分は、北上してエーヤーワディ(イラワジ)川に注ぐ、パンラウン川とゾージー川によって造られた沖積平野である。そして、平野部のなかには孤立した岩山が所々に突起している。ティンダウンジー村は、この平野のなかにある小高い岩山の一つであるシュエータウンティー(Shwetaunhtî) 山の南麓に位置する。

チャウセー町の年間降水量は、1969年から81年までの平均で786ミリメートルにすぎず⁽⁹⁾、ヤンゴンやZ村の3分の1程度である。雨は5月から10月までの雨期に集中して降り、11月から4月まではほとんど雨をみない乾期となる(第2図参照)。年間降水量が少ない割に、乾期が長くかつ高温であるので、植生はサバンナ的であり、灌漑用水の届かないところでは、アカシアやサボテンといった耐乾性の植物が多くみられる。ティンダウンジー村でも、生け垣はこのような刺のある植物で作られており、シュエータウンティー山にはサボテンの群落が散在する。

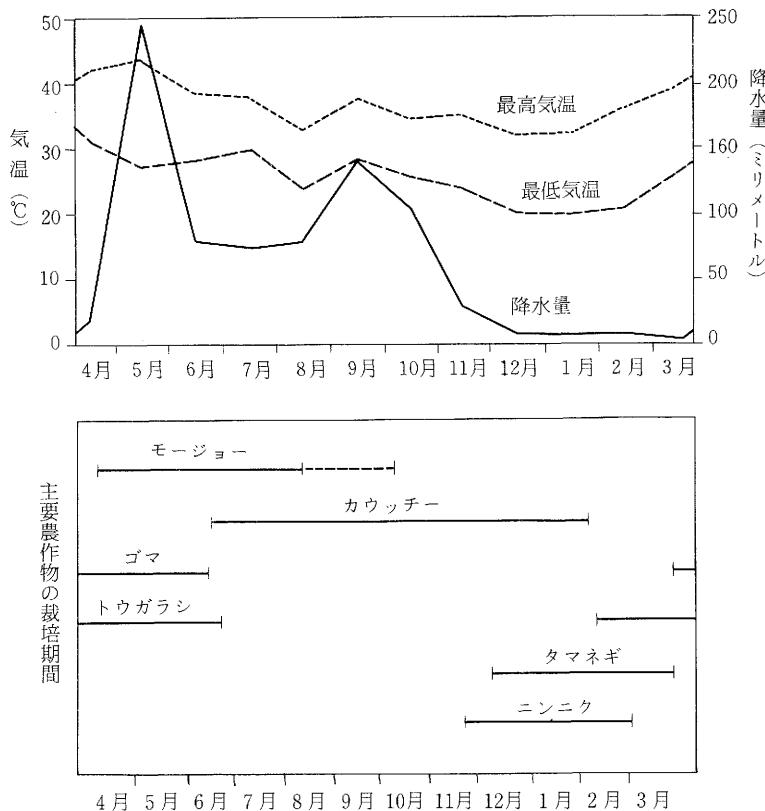
こうした半乾燥地で、稻作を中心とした多毛作を可能にしたのは、ゾー

第1図 ティンダウンジー村の位置



(出所) 筆者作成。

第2図 チャウセーの気候と農作物



(注) 気温は1969年の月別最高、最低気温。降水量は69年から81年までの月別平均降水量。

(出所) 気温と降水量については、myanmà hsosheli' lānzin pati kya'u'hse myōdune pati uni' [ビルマ社会主義計画党チャウセー郡区支部], kya'u'hse myōdune myōdune hma'tān[チャウセー郡区地誌], 1982年, 4~6ページ, による。また、作物の栽培期間は筆者調査による。

ジー、パンラウン両河川に敷設された多数の堰による河川灌漑である。チャウセー灌漑局のパンフレットによると、1985/86年度のチャウセー郡区内の灌漑面積は6万9594エーカー⁽¹⁰⁾であった。また、80/81年度の郡区内の耕地面積は10万2727エーカーであった⁽¹¹⁾。5年間に耕地面積の大きな変化はないので、チャウセー郡区の灌漑率は約68%となり、全国平均の13%弱⁽¹²⁾を大きく

上回る。ティンダウンジー村は、ゾージー川に設けられたミンイエー（Myînyê）堰から引かれているミンイエー水路⁽¹³⁾沿いにあり、筆者の調査世帯が耕作する水田の約87%は灌漑田であった（詳細は後述）。

この灌漑を利用して作られるティンダウンジー村の主要な農作物とその栽培期間は、第2図の下部に示したとおりである。チャウセーの灌漑は通年灌漑ではなく、12月と1月は灌漑施設の修理のため、原則として水路に水が来ない。だが、モージョー、カウッチャー（いずれも生育期間で区別した米の種別）は言うに及ばず、第2図に示したその他の農作物の栽培も、程度の差こそあれ、灌漑用水に依存して行われている。

このようなチャウセーの大規模河川灌漑は、ビルマ最古の王朝パガン朝の始祖アノーラター王（1044～77年）⁽¹⁴⁾によって整備されたといわれている⁽¹⁵⁾。王は、堰や水路を建設するとともに、それらの維持管理をしながら農耕に従事する人々の村を布置した。これらの村は「水田の11村」（ledwin hsëtaywa）と呼ばれた。そして、その11村のなかに「ティンダウン」という村が入っており⁽¹⁶⁾、その位置は、現在のティンダウンジー村の位置と一致する⁽¹⁷⁾。すなわち、ティンダウンジー村は、いわばビルマ人の歴史とともに出現してきた村であるといえる。それに対して、乙村の歴史は、伝承でもせいぜいコンバウン時代末期（19世紀半ば）まで遡れる程度である。これは一般に、上ビルマと下ビルマの農村の間にみられる対照性でもある⁽¹⁸⁾。

2. 村の職業構成と調査対象世帯の概要

ティンダウン村落区の1982年の人口は1763人、87年の人口は1902人である。すなわち、この間の村落区の年平均人口増加率は、1.5%であり、全国平均の2.0%をかなり下回る。このうち、ティンダウンジー村の87年の人口は、男325人、女335人の計660人である⁽¹⁹⁾。村落人民評議会書記からの聞き取りによると、村の総世帯数は126世帯であり、これらの世帯を世帯主⁽²⁰⁾の職業別に分類すると、農業世帯⁽²¹⁾67、農業労働者世帯35、左官世帯14、その他10、という

第1表 職業構成
(単位:世帯)

職業	世帯数	構成比(%)
農業	60(67)	58.9(53.2)
農業労働者	20(35)	19.6(27.8)
左官	13(14)	12.7(11.1)
その他	9(10)	8.8(7.9)
計	102(126)	100.0

(注) (1) 世帯の主たる生計支持者
(eindaundhâzù akyâkê)の職業を世帯の職業とした。

(2) かっこ内の数値は、村の全世帯のもの。

(出所) 筆者の世帯別調査、および村落人民評議会書記からの聞き取り(かっこ内)による。

職業構成になる(第1表参照)とのことである。ティンダウンジー村の場合、農業に従事する世帯数(農業世帯数と農業労働者世帯数の合計)に占める農業労働者世帯数の割合は34.3%であり、Z村の40.2%⁽²²⁾より若干少ない。これは、農業以外にも左官という就業機会があるためであろう。

上記126世帯のうち、調査できた世帯は102世帯であった。調査対象世帯の職業構成は、第1表にみるように、農業世帯60、農業労働者世帯20、左官世帯13、その他9である。調査対象世帯と村内全世帯の職業構成を比較してみると、調査対象世帯では、農業世帯の構成比が多め、逆に農業労働者世帯の構成比が少なめであり、左官とその他の世帯は、構成比がほぼ同じになっている。つまり、村全体に占める構成比に対して、農業世帯は多く、農業労働者世帯は少なく調査されていることになる。また、ここで「その他」の職業には、教師、御者、織工、小店主、日雇人夫および農産物の仲買人と、1世帯の無職の老人世帯が含まれる。

第1表は、あくまでも「世帯主」の職業を世帯の職業として、職業別に分類したものである。実際には多くの世帯が兼業⁽²³⁾に従事する世帯構成員を抱えており、世帯主自身がこれに従事することも間々ある。たとえば農業世帯

の場合、12世帯は農業労働者、4世帯は左官に従事する構成員を含み、ほかにも大工、行商、小店主、教師、御者といった職業に従事する構成員を含む世帯がある。また、農業労働を主業とする世帯のうち2世帯は左官も兼業しており、左官を主業とする世帯のうち4世帯は農業労働も兼業している。

このように、一つの世帯の構成員が複数の職業に従事する傾向は、農地すなわち水田耕作権を保有する⁽²⁴⁾世帯にもみられる。調査対象世帯のなかで農業世帯は60世帯であるが、水田耕作権を保有する世帯がほかに3世帯ある。この3世帯のうち1世帯は小学校の教師、1世帯は御者を主業としながら世帯主以外の構成員が自家農業に従事している。残りの1世帯は、世帯主の保有する水田耕作権をすべて質入れしており、世帯主と妻と3人の娘が農業労働に従事している。本章の主題は農地保有であるから、農業世帯のみではなく、水田耕作権を保有する63世帯が考察の対象となる。

最後に付け加えておくと、この村では左官に従事する村民が非常に多い。主業であるのみならず、左官は農業世帯や農業労働者世帯の最も重要な兼業職種である。ビルマの村は、村落内分業が発達していて自給的なインドの村とは対照的に、鍛冶屋の村、壺作りの村、大工の村、左官の村、というようく村ごとに専業化している、とファーニバルは述べている⁽²⁵⁾。彼の記述からすると、ティンダウンジー村はさしづめ「左官の村」ということになろう。ただし、ファーニバルも述べているように、専業化はしているものの、全世帯が村の職業に従事しているわけではなく、一部の世帯の何人かの構成員がそのような職業に従事しているにすぎない。

第2節 水田耕作権保有の実態

1. 水田耕作権保有の概況と農地改革

先述したように、調査対象世帯102世帯のうち39世帯、つまり38.2%は水田

耕作権を保有していない。また、村落人民評議会書記からの聞き取りによると、村の総戸数126世帯のうち44.4%の56世帯が水田耕作権未保有世帯である。Z村の場合でも、全世帯の51.4%は経営農地を保有していないかった⁽²⁶⁾。このように多数の非農家世帯を抱えているのは、これら2カ村のみではなく、ビルマの農村に普遍的な傾向である⁽²⁷⁾。

調査対象世帯のなかで、水田耕作権を保有する63世帯の平均保有面積は7.21エーカー、変動係数（標準偏差÷平均×100）は66.9、ジニ係数は0.351である。一方、Z村の耕作権保有世帯の平均保有面積は12.32エーカー、変動係数は49.7、ジニ係数は0.251である。ティンダウンジー村の平均保有面積が小さいのは、後述するように、相続や売買による分割が頻繁に行われていること（本節で後述）と土地生産性が高いこと（次節）によるものである。また、保有面積のばらつきおよび不平等度が高い背景には、相続や売買によって農地の細分化と集積が繰り返されることのほかに、この村で農地改革が行われなかったことがあるように思われる。

マンダレーの南9マイル（約11.3キロメートル）、すなわち、ティンダウンジー村のそばを通るヤンゴン＝マンダレー道路に沿って37キロメートルほど北上した地点にあるヤードー村では、1953年に農地改革が開始されている⁽²⁸⁾。だが、ティンダウンジー村では、農地改革は実施されなかった。その理由として考えられることは、第1に、チャウセー郡では独立直後から白色人民義勇軍および共産党軍とビルマ国軍との戦闘が頻繁に行われ、55年に国軍がこの地を掌握したとはいえ、東部山岳地帯では依然として反政府ゲリラの活動が活発であったこと⁽²⁹⁾、第2に、収用免除限度である50エーカーを超える農地を保有するものがいなかったこと、である。55年以降どの程度治安が回復されたかは分からぬが、当時の農地保有面積が50エーカーを超える世帯は筆者の調査ではなかった。もしいたとしても、不安定な治安状態で農地改革を強行しなければならないほど多くはなかったものと思われる。ティンダウンジー村の水田のほとんどは、先祖代々受け継がれてきたボババイン地⁽³⁰⁾である。Z村のように開発が新しくしかも外国人が所有していた農地と

異なり、もし農地改革が試みられたとしても、接収や再配分は容易ではなかつたであろう。

この村で農地改革あるいは農地配分というと、思い出される事件が二つある。第1は、1942年の日本軍の侵入である。日本軍が軍票を乱発したために貨幣価値が下落し、当時入質されていた土地が次々と質受けされていった。今でもこの村に住むウー・バスエーは、このため30エーカーの農地をただ同然の軍票で質受けされてしまったという。第2は、ネーウィン政権発足直後(63年)の農地配分である。ウー・バスエーは、このとき50エーカーの水田を所有していたが、他村に所有していた16エーカーを政府に接収された。また逆に、当時小作人(地主はウー・バスエーではない)であった3人の農民が、この配分の恩恵に与って水田を無償で入手している(以下、この取得方法を「小作地配分」と呼ぶことにする)。しかし、日本軍、ネーウィン政権いずれにしても、農地改革といえるような抜本的な農地保有の再編は行っていない。

2. 水田耕作権保有規模の階層性

下ビルマのZ村では、役牛1対⁽³¹⁾を所有して、一家の生計を立てていける農地の面積を表す「ダドーントゥン」が、今もって有効な農地保有の単位となっている⁽³²⁾。そのようなところでは、ダドーントゥン(Z村の場合は10~14エーカー)を保有する農家を中規模農家とするならば、それ未満は小規模農家、それを超えるならば大規模農家と、おおよその分類をすることができる。しかし、ティンダウンジー村では、おそらく農地改革が行われなかつたためであろう、ダドーントゥンという用語は使われていない。ダドーントゥンに対する村人の反応は、そのような言葉を聞いたことがある、という程度である。それでも、これだけの面積があれば自家農業で食べていけるというようである程度の基準は、村人たちの意識のなかにある。筆者の村人たちからの聞き取りによると、だいたい10エーカー前後であるという。

そこで、世帯内の兼業者の有無と耕作権保有面積の関係を検討してみると

とにしよう。すると、第2表にみるように、保有面積8エーカー未満の世帯のほとんどが世帯内に兼業者を抱えていることが分かる。8エーカー以上になると、このような世帯が大きく減少することから考えて、保有面積8エーカー未満の層は、自家農業のみでは生計を立てていけない世帯であるといつてよいであろう⁽³³⁾。

さらに、役牛の所有頭数と水田耕作権保有面積の関係を考えてみる。Z村では役牛1対にダドーントゥンの水田面積がほぼ対応していた。また、Z村の場合、役牛の貸し借りは金銭を伴うか、血縁間の恩恵的なものであり、役牛の所有は経営の自立化と強く結びついていた⁽³⁴⁾。これに対し、ティンダウンジー村には、そもそもダドーントゥンという単位がなく、またレッサーラ

第2表 耕作権保有規模別世帯数分布
(かっこ内は百分比)

保有規模 (エーカー)	世帯数	保有面積計 (エーカー)	兼業従事者がいる世帯数	役牛所有世帯数		
				1対	2対	3対
保有せず	39(38.2)	0(0.0)		1		
2エーカー未満	5(4.9)	6.80(1.5)	5			
2~4	13(12.7)	36.91(8.1)	10	6		
4~6	11(10.8)	55.15(12.2)	7	5		
6~8	8(7.8)	53.85(11.9)	5	7	1	
8~10	12(11.8)	104.10(22.9)	3	7	3	
10~12	4(3.9)	41.50(9.1)	0	3	1	
12~14	5(4.9)	62.80(13.8)	2	1	4	
14~16	2(2.0)	30.00(6.6)	0		2	
16~18	1(1.0)	17.00(3.7)	0		1	
18~20	1(1.0)	18.00(4.0)	0			1
20エーカー以上	1(1.0)	28.00(6.2)	1			1
計	102(100.0)	454.11(100.0)	33	30	12	2

(注) (1) 兼業従事者のいる世帯数は、水田耕作権保有世帯についてのみ示してある。

(2) 耕作権保有面積分布のジニ係数は、0.599(非保有世帯を除くと、0.351)である。

(出所) 筆者調査による。

ライツ (le' sâ alai') という互恵的な役牛の無料貸借の慣行がある。このような事実だけから推すならば、ティンダウンジー村では、役牛を所有していないとも農業ができる、役牛所有と水田耕作権保有の相関がZ村ほどは強くないのではないかと推量できるかもしれない。しかし、ティンダウンジー村における水田耕作権保有面積と役牛所有頭数の相関係数は、0.824(水田も役牛も保有しない世帯を除くと0.721)であり、Z村と同様に、両者は高い相関関係をもっている。これは、一部農家によるポンプ灌漑を除いて、両村とも農業用の動力をすべて畜力に頼っていることによるものと思われる。役牛の無料貸借が行われているといつても、借りたらその分を畜力で返さなければならぬので、貸し方、借り方双方がある程度の畜力を備えていなければ、そもそもこのような貸借そのものが成立しないであろう。

このような水田面積と役牛頭数の強い相関を前提に、役牛所有頭数で調査対象世帯の水田耕作権保有規模を分類してみると、保有規模12エーカー未満の世帯の多くは役牛を1対のみ所有し、12エーカーを超えると役牛を2対以上所有する世帯の割合が高くなっている(第2表)。すなわち、水田耕作権保有面積が12エーカーを超える世帯は、「役牛1対で耕作可能な」面積より広い水田を保有する世帯であるといってよいであろう。

以上、兼業の有無と役牛保有頭数によって、耕作権保有世帯の分類を試みた。この結果、ティンダウンジー村の農家は、8エーカー未満の小規模農家、8～12エーカーの中規模農家、12エーカーを超える大規模農家の三つの階層に分けることができる。とくに保有面積8～12エーカーの世帯は、1対の役牛をもち、兼業をせずに農業のみで生計を立てていける世帯であるから、この面積がほぼダドントゥンに当たるといってよいであろう⁽³⁵⁾。このように分類すると、調査対象世帯に関しては、小規模農家、中規模農家、大規模農家が全世帯数(102世帯)に占める割合は、それぞれ36.2%，15.7%，9.9%であり、それぞれの階層の農家が全水田面積(454.11エーカー)の33.7%，32.0%，34.3%の水田を保有していることが分かる。

3. 水田耕作権の取得方法

以上、現有水田耕作権の保有状況について述べてきた。続いて、これらの水田耕作権がどのように取得されたかについて考察することにしよう。耕作権の取得方法に関しては、Z村とティンダウンジー村とではかなりの相違点があり、両村の土地制度を比較するに際して、この視点から分析することは非常に有益である。

第3表と第4表は、それぞれティンダウンジー村とZ村の水田耕作権保有規模別の取得方法を示したものである。両表を比較検討することによって、この2村の耕作権取得の共通点と相違点を指摘していくことにしよう。

両表をみて、まず第1に、両村とも相続（生前相続⁽³⁶⁾を含む）による取得が

第3表 保有規模別耕作権取得方法（ティンダウンジー村）
(単位:世帯)

保有規模 (エーカー)	相 続	小作地 配 分	耕作放棄 地再配分	購 入	相 続 + 購 入	小作地 配 分 + 購 入	計
2 エーカー未満	2			3			5
2~ 4	6		1	5	1		13
4~ 6	7			1	3		11
6~ 8	2	1		1	3	1	8
8~10	8				3	1	12
10~12	1				3		4
12~14	1				4		5
14~16					2		2
16~18	1						1
18~20	1						1
20エーカー以上					1		1
計	29	1	1	10	20	2	63

(注) 「相続」には、生前相続も含む。

(出所) 筆者調査による。

第4表 保有規模別耕作権取得方法 (Z村)

		(単位:世帯)										
耕作権 保有面積 (エーカー)	農地 配分	取用 免除	贈与	購入	耕作放 棄地再 配分	耕作地 宗教 下付	農地配分 耕作放棄地	農地配分 相続	農地配分 宗教地	生前相続 + 相続	農地配分 + 相続 + 譲入	計
4未満												0
4~6	2				2	1						4
6~8					2	3	1	1				9
8~10					1	3	1	1				6
10~12	3				1	3	1	1				9
12~14	10				1	5	4	2				24
14~16	2											2
16~18												0
18~20												1
20~22												3
22~24												1
24~26												2
26~28												2
28~30												0
30~32												1
32以上												1
取扱方法 別合計	17	1	11	13	2	5	5	2	3	3	1	65

(注) (1) 「+」が記入してある欄は、上段、(中段)、下段の二つ以上の方法で耕作権の取得が行われたことを示す。

(2) 表中の最上行に書かれた取得方法別の取得回数は、各世帯とも1回のみである。たとえば「相続」の列に含まれる任意の1世帯が複数回の相続によって、あるいは「購入」の列の任意の1世帯が複数回の購入によって、各自耕作権を取得しているようなどはない。

(3) 農地配分および収用免除による取得は、農地改直後、それ以外の方法での取得は、すべて1964年以降に行われている。

(4) 耕作権保有世帯のうち1世帯は耕作権を他人に質貸しているので、高橋昭雄「下ビルマ米作村における農地政策の展開、1957~87年」(「アジア経済」第31巻第2号、1990年2月) 第2表では水田農家は64世帯だったが、本表では65世帯になっている。

(出所) 高橋昭雄「ビルマ式社会主義下の農地保有——下ビルマ米作村の事例——」(「アジア経済」第31巻第3号、1990年3月)。

多いことに気づく。とくにティンダウンジー村の場合、63世帯のうち49世帯が、水田耕作権の全部または一部を相続によって取得している。

第3表では、相続と生前相続の区別をしていないが、Z村と同様にティンダウンジー村でも生前相続が多くみられる。確認できるだけでも、38世帯が生前相続によって耕作権を取得している。だが、農業法制上はもちろん慣習法でもこの生前相続は認められていないはずである。仏教徒慣習法は遺言の有効性を認めないので、遺言に従って行われるあらゆる行為は法的に無効である。したがって、被相続人が生前に財産を分配することは、遺言を実行することと同じであるから、少なくとも不動産に関しては生前相続は法的に実効力をもたないという判例がある⁽³⁷⁾。事実、1961～62年にマンダレー近郊の農村を調査したスパイロは、財産は両親の死後にのみ分割されるといっている⁽³⁸⁾。もし62年時点では、スパイロのいうような原則で相続が行われていたとしたならば、生前相続の発生は同年のネーウィン政権成立以降ということになる。とするならば、その発生理由は、ネーウィン政権になって「農地を耕作するもののみに耕作権を」という原則が確立したことによる。親たちは、働きなくなって農地を没収される前に、子供たちに農地を与えることにしたのである。これはもちろん脱法行為であるが、行政権力によって実際に規制されることはない。だが、生前相続の発生を62年以降とするのはまだ仮説の域を出ず、62年以前の相続の実態をさらに正確に把握する必要があろう。

ティンダウンジー村の相続の仕方でZ村とは大きく異なるのは、分割相続が非常に多いということである。Z村では、法制に従って、分割されずに相続されるのが一般的であった。しかし、ティンダウンジー村では、耕作権は分割相続されるのが一般的である。そして、第3表の相続の例をみて分かるように、相続による取得面積が「小規模」に属するものが半分以上を占めている。この村では、水田耕作権がダドーントゥン未満に分割されるのが決して珍しくないのである。またZ村の場合、1人の相続人が1回だけ相続を受けるのが普通で、例外は1世帯しかないが、ティンダウンジー村の場合、世

帯主(男)とその妻の両方が耕作権の相続を受けた例が10世帯あり、同一人物が複数回にわたって相続した例もある。例外的に、耕作権を相続のみによって取得した大規模農家(12エーカー以上)が3世帯あるが、このうち2世帯は複数の世帯構成員が相続したものであり、1回しか相続をしていない大規模農家は、養子に入った一人っ子が相続した1世帯のみである。

第2に、第3表と第4表の比較により、購入によって耕作権を取得した世帯が、Z村では6世帯(全農家の7.7%)にすぎないのに対し、ティンダウンジー村では32世帯(同50.8%)もあることが分かる。価格を比較してみると、ティンダウンジー村では灌漑田で1エーカー当たり3000～4000チャットもしております、Z村の約10倍である。禁止されているはずの水田耕作権の商品化が、ティンダウンジー村では非常に進んでいる。なお、耕作権の購入先は、村内やタウンフルエー村に限らず、近隣の各村に及ぶ。相続のときにも他村の親からすることがあり、村境は水田耕作権移転の境界とはなっていない。

第3に、相続と購入によって耕作権保有規模を拡大させていくというパターンが、Z村にはなかったが、ティンダウンジー村では調査対象世帯の約3分の1にあたる20世帯にみられる。すべての世帯が相続を先にしており、その後に購入によって耕作規模を拡大している。「小作地配分+購入」の場合も同様で、購入は後である。

そこで、購入によって耕作権を取得した世帯を分類してみると、三つのグループに分けることができる。第1グループは、親からの援助や農業労働者、左官、御者といった兼業によって得た金で「小規模」の水田を獲得した世帯群、第2グループは、相続で得た水田耕作権では足りずに「ダドーントゥン＝中規模」まで買い増した世帯群、そして第3グループは、相続によって得た水田規模を購入によってさらに拡大して「大規模農家」になった世帯群、である。第1グループはZ村にもいたが、第2、第3グループに相当する世帯群は、Z村にはいなかった⁽³⁹⁾。ティンダウンジー村においては、購入費用をZ村の10倍支払っても、水田経営は「儲かる」仕事なのであろうか。この問題は次節で論じたい。

第4に、村落区の行政権力によって再配分された耕作放棄地を取得した農家が、Z村では8世帯もあったのに比べて、ティンダウンジー村ではわずかに1世帯しかない。また、Z村における「贈与」と「宗教地下付」およびティンダウンジー村の「小作地配分」は、ネーウィン政権になってからの不耕作地主排除政策によるものであるが、これらは両村とも少ない。すなわち、ティンダウンジー村では農地改革が行われなかつたうえに、耕作放棄地がほとんどないので、そのぶん行政が水田耕作権の配分に関与する余地が少ない。つまり、ティンダウンジー村における耕作権の移転のほとんどは、分割相続か売買という違法な手段によって行われているのである。

ここまででは、灌漑田、非灌漑田の区別なしに水田耕作権の取得方法を検討してきたが、つぎに両者を分けて取得方法の特徴を考えてみよう。Z村には天水田しかなかつたが、ティンダウンジー村の水田のほとんどは灌漑田である。調査対象世帯の水田耕作権保有面積は451.11エーカーであるが、うち灌漑田が394.31エーカーあり、総面積の87.4%を占める。また世帯数では、第5表が示すように、灌漑田のみ保有する世帯46、非灌漑田のみの世帯3、両方とも保有する世帯14となっている。つまり、面積でも、耕作権保有世帯数でも、灌漑田の方が圧倒的に多い。

第5表によって両水田の取得方法を比較してみると、まず、灌漑田を保有する世帯60世帯のうち46.6%の28世帯が購入によって耕作権を取得しているのに対し、非灌漑田を保有する世帯は、17世帯のうち35.3%の6世帯しか耕作権を購入していないことが分かる。すなわち、灌漑田の方が商品化の度合が高く、量的にも耕作権購入の対象は灌漑田に偏っているといつてよい。また同表から、相続や小作地配分によって得た水田耕作権のうえにさらに耕作権を買い増していく場合に、保有面積が最も多くなっていることも分かる。ただし、そのようなパターンは、灌漑田のみに限られている。非灌漑田の価格は1000チャット前後と、灌漑田の3分の1から4分の1である。もともと耕作権を保有しなかつたものは安い非灌漑田を購入するが、農民がさらに投資をする場合は、高い灌漑田に向かう傾向がある。

第5表 灌溉田、非灌溉田別耕作権取得方法
(単位:世帯、エーカー)

取得方法	灌溉田		非灌溉田	
	世帯数	1世帯当たり平均取得面積	世帯数	1世帯当たり平均取得面積
相続	30	6.28	11	3.12
小作地配分	1	7.00		
耕作放棄地再分配	1	3.50		
購入	9	3.38	5	4.58
相続 + 購入	17	8.86	1	2.60
小作地配分+購入	2	7.75		
総世帯数・総面積	60	394.31	17	59.80

(注) (1) 面積の単位はエーカー。

(2) 灌溉田、非灌溉田とも保有する世帯が14世帯ある。すなわち、世帯数の合計値は水田耕作権保有世帯数63より14多くなる。

(出所) 筆者調査による。

つぎに、灌溉田も非灌溉田も、概して1回当たりの取引面積が小さい、ということができる。灌溉田の相続の場合、1世帯当たりの取得面積が6.28エーカーと決して小さくないようにみえるが、1世帯当たり平均1.5回の相続をしているので、1回当たりの取得面積は4.18 ($6.28 \div 1.5$) エーカーにすぎない。したがって、農業のみで生計を立てられる保有規模(先述の「中規模」)の確保、あるいは規模拡大のためには、複数の取得方法または複数回の取得によって水田耕作権を集積しなければならない。ダドーントゥンに当たる12エーカーを1単位として、1回限り(1世帯のみ例外的に2回)の移転によって耕作権を取得していたZ村とは対照的である。これを別の側面からみるならば、それだけ1エーカー当たりの生産性が高いのではないかとも考えられる。この問題は後述することにする。

以上、ティンダウンジー村の水田耕作権保有世帯を対象に、Z村の事例と比較しながら、耕作権取得方法の特徴を検討してきた。その結果、ティンダウンジー村の耕作権取得方法で、Z村との対照性が際立つ点として、次の二つが挙げられる。第1は、分割相続や小規模面積の売買といったような、水

田耕作権の分割が広く行われていること、第2は、耕作権の売買が頻繁に行われ、その価格はZ村の10倍ほど高いこと、である。分割が行われることと価格が高いことの背景には、高い土地生産性が伏在し、水田耕作権の商品化が進んでいるのは、生産物の商品化の進展と関係がある。次節では、商品生産の進展について、ティンダウンジー村とZ村とを比較検討してみることにする。

第3節 農産物の商品化

1. 農作物と作期

農産物の商品化の展開について述べる前に、まずティンダウンジー村の農作物について概観しておく。それについては、第1節で若干触れておいたが、以下では第2図と第3図を参照しながら、村の農作物と作期および輪作の実態について詳しく述べていくことにしよう。

ティンダウンジー村では2種類の米が作られている。雨期前に灌漑用水を利用して作付けされるモージョー (*môujo*) と、雨期が始まってから作付けされて雨期後に収穫されるカウッチャー (*kau'kyi*) の2種である。モージョーとは雨期 (*môu*) の前 (*kyo*) という意味であり、雨期前に作付けされる稻の総称である。これに含まれる稻の品種は、すべて非感光性の高収量品種(HYV)で、生育期間120日ほどの早生種である。モージョーはHYV導入以前にも作られていたが、作付面積は少なく、それが増加したのは政府の指導によるHYV導入以後である。モージョーの収穫は水田が潭水状態にある時期に行われる所以、収穫労賃がカウッチャーの3倍ほどかかるが、端境期に収穫されるので食糧政策上重要であり、政府はモージョーの栽培を他のいかなる農作物にも優先させている。一方、モージョーとして栽培されるHYVが1982年に導入された新しい品種であるのに対し、カウッチャー(「長い稻」の意)は、生育期

間が150～160日と長い、晩生の伝統品種の総称である。別名モーザバー (môuzabâ。雨の米) と呼ばれており、文字どおり雨期の最中に作られる。田植期には灌漑用水を必ずしも必要としないが、生育期間が雨期後に及ぶので、雨期後に灌漑を必要とする。第3図をみれば分かるように、灌漑用水を利用したティンダウンジー村の輪作体系は、カウッチャーを中心としており、モージョーのほとんどは単作である。これは、後述するようにモージョーは二番穂の収穫が行われるのに対し、カウッチャーの収穫は1回のみであることによるが、カウッチャーの方が伝統の輪作体系のなかにしっかりと組み込まれ、新品種のモージョーがそうではないことと、より密接に関係しているように思われる。

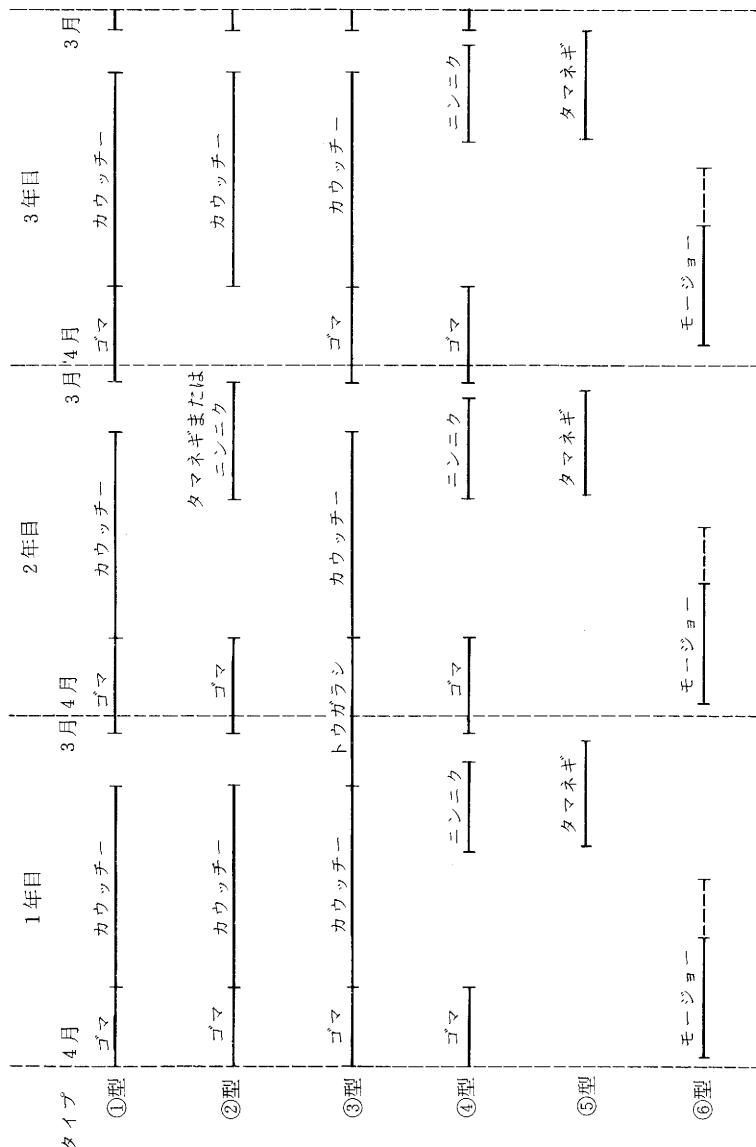
ゴマは、ビルマでは一般に雨期の最中に栽培される作物であるが、ティンダウンジー村では雨期の初めころに収穫されてしまう。タバウン月の満月日（3月中旬～下旬）ころ灌漑用水が本格的に供給されるのと同時に耕起が始まり、ゴマ作りが始まるのである。1年の間にゴマだけが作られる水田はほとんどなく、他の作物と輪作されるのが普通である（第3図の①型～④型参照）。

トウガラシは、灌漑用水の特別の供給を受けて1月中旬から下旬ころに移植され、2月中旬からの灌漑を利用して生育させる。灌漑田でカウッチャーの後に作られるのが普通であるが、モージョーの後に作っている農家もある。

タマネギとニンニクは、ビルマ語ではどちらもチエットン (kye'thon) といわれており、赤いチエットンがタマネギ (kye'thon ni)，白いチエットンがニンニク (kye'thon hpyu) である。名前が同じであるだけでなく、作期や栽培方法もほぼ同じであり、両者とも植付け時以外は多くの水分を必要としない。ただし、ティンダウンジー村では、タマネギは非灌漑田にも作付けされるが、ニンニクは灌漑田のみに作付けされている。

政府によって各世帯ごとに最低作付面積が指定され生産物が供出の対象になる、いわゆる計画作物は、ティンダウンジー村の場合、米(モージョー、カウッチャーとも)，ゴマおよびトウガラシである⁽⁴⁰⁾。灌漑用水はこの順序で優先的に供給される。したがって、灌漑用水が少ない年は、まずトウガラシが犠

第3図 ティンダウンジー村の輪作パターン



(出所) 筆者調査による。

牲にされ、もっと少ない年には、トウガラシだけではなくゴマにも水が来なくなる、という仕組みになっている。

以上、作物ごとに栽培方法の特徴を述べてきたが、それらがどのように輪作されているのかをまとめてみよう。各作物の輪作体系は第3図に示したとおりである。だが、すべての輪作パターンが同じ程度に実行されているわけではない。輪作を行っている世帯数をパターンごとに整理してみると、カウッチャー→ゴマの輪作(第3表の①型)25世帯、ゴマ→カウッチャー→トウガラシの輪作(同表③型)12世帯、ゴマ→カウッチャー→ゴマ→タマネギまたはニンニクの輪作(同表②型)8世帯、モージョー→タマネギまたはニンニクの輪作5世帯、モージョー→トウガラシの輪作2世帯、である。モージョーはほとんど単作(同表⑥型)であり、非灌漑田でのタマネギの栽培も単作(同表⑤型)である。すなわち、カウッチャー→ゴマの輪作がこの村の輪作体系のほとんどを占めており、モージョーと他作物との輪作が少しずつ始まっている、ということができるよう⁽⁴¹⁾。

このような輪作は、下ビルマのZ村ではみられなかった。Z村の場合、雨期の稻作以外の水田作は、平均してダドーントゥン(12エーカー)につき1エーカーの割合で作付けられる乾期のラッカセイ栽培のみである。このラッカセイ栽培は、残留土壌水を利用して行われるが、その年の気候条件などによって収穫量の変動が激しい。

2. 農作物の生産と販売

灌漑の有無によって生ずる裏作作付け規模および栽培作物の多様性の差が、両村の農業収益にどのような影響を及ぼしているのだろうか。第6表に沿って、1エーカー当たりの収益を比較することによって、両村の土地生産性を比べてみることにしよう。ティンダウンジー村の場合、栽培作物ごとに1エーカー当たりどのような種類の労働力がどれだけ必要なのかほぼ一定しており、規模の経済は働かない。ただし、後述するように、大規模化するほど農家は

第6表 作物別の供出率・商品化率および収益性比較

村名	作物	総作付面積 (エーカー)	総収穫量 ¹⁾	1エーカー当たり収量	供出率 ²⁾	商品化率 ³⁾	粗収益 ⁴⁾	1エーカー当たりの収支(チャット)	純収益
米	うちモージョー うちカウッチー	335.03 144.57	19,684 13,055	49.5 90.3	50.4 n.a.	23.5* 0*	1,759 378	534 450	1,225 -72
ティンダウジ	ゴマ	190.46 102.83	6,629 244	35.1 2.4	13.6 18.5	554 554	440 440	114 114	
村	トウガラシ タマネギ ニンニク	25.90 74.50 14.70	888 51,600 4,350	34.3 692.6 295.9	2.5 0 0	83.3 92.9 88.5	3,360 2,426 10,360	1,140 1,390 3,723	2,220 1,036 6,637
Z	米 ラッカセイ	791.00 64.30	25,209 1,165	31.9 18.1	53.9 60.4	0 7.6	341 1,068	215 633	126 435

(注) n.a.:計算不能。*:推測値。

- 1) 計量の単位には、米(粒で計量)、ゴマ、トウガラシ、ラッカセイについてはバケット(1バケット=約40.9リットル)を、タマネギ、ニンニクについてはビス(1ビス=約1.63キログラム)を、それぞれ用いる。
- 2) (供出率)= (供出量) ÷ (収穫量) × 100。なお、米の品種別供出量は不明。
- 3) (商品化率)= (自由市場への販売量) ÷ (収穫量) × 100。供出率、商品化率ともそれぞれの村の平均値である。
- 4) 粗収益および純収益には、自家消費分の価額も含む。自家消費分を計算する際には、その他の作物については庭先価格を、それぞれ用いた。
- 5) 生産費には、種苗費、牛糞費、肥料費、労働費(自家劳寳も)および水利費等を含むが、農機具および家畜の減価償却費、地代および資本利子は含まない。なお、農業は用いられていない。

(出所) 筆者調査による。

より多くの面積を商業生産に振り向けることができるようになり、高収入を享受することができる。他方、乙村は米の単作地域なのでかなり規模の経済が働くと思われるが、両村の1エーカー当たりの収益性を比較することが目的なので、以下では規模の経済を明示的に議論することはしない。

まずティンダウンジー村の農作物について、1エーカー当たりの収量、供出率、商品化率、粗収益⁽⁴²⁾等を見てみることにしよう。

モージョーの1エーカー当たり収量は、90.3バスケット⁽⁴³⁾とカウッチャーの3倍近い。これは、カウテッ(*kaute'*)と呼ばれる二番穂を収穫するからである。1回目の収穫で高刈りしたあと、2カ月ほどすると平均单収21.5バスケットの二番穂が収穫できる。しかし、その分を差し引いても、单収68.8バスケットとカウッチャーの約2倍である。モージョーとカウッチャーには別々に供出義務があるが、どちらかの不足を他方で補うことができるので、品種別の正確な供出量は分からない。が、モージョーの一番穂の90%前後は、1バスケット当たり9.55チャットの公定価格で供出されているようであった。カウッチャーの分までモージョーで供出してしまうのである。にもかかわらず、モージョーの収益性が高いのは、二番穂が1バスケット当たり50~60チャットで自由に市場で販売できるからである。この二番穂を生育させるために、原則として、モージョーの水田では輪作は行われない。一方、カウッチャーは、モージョーだけでは足りなかつた分が供出に回される以外は、ほとんどすべてが自家飯米となる。生産性・収益性が悪いにもかかわらず、カウッチャーの作付面積がモージョーより大きいのは、自家飯米としてはカウッチャーの方が好まれているからである。モージョーは供出および市場販売用、カウッチャーは自家飯米用、と分けることができる。調査対象世帯のなかには、モージョーだけでは供出割当量を達成することができず、カウッチャーを供出すべきところをモージョーを先述の庭先価格で買って、9.55チャットの供出価格で政府に出していた世帯が11世帯もあった。

ゴマは、米に次いで作付面積の大きい作物である。1エーカー当たり0.5バスケットの供出義務があるが、米ほど供出義務は厳しくなく、第6表から計

算すると、実際の 1 エーカー当たりの供出量は 0.33 バスケットである。残りは自由に処分できるのだが、商品化率はわずか 18.5% と他の作物に比べてかなり低い。ゴマもカウッチャー同様、自給向け作物であるということができる。

トウガラシは、タマネギの 2 倍ほどの純収益があるが、作付面積は小さい。生育期間が長いので、2 月中旬に来るはずの水が遅れて灌漑の優先順位の低いトウガラシに回らなかったり、5 月に冠水してしまったりすると、収穫が皆無になってしまう。1987 年にはそのような世帯が 3 世帯あった。ただし、優先順位の低い分だけ供出義務は軽く、87 年の供出率はわずか 2.5% にすぎず、収穫のほとんどは商品化されている。

タマネギは、米、ゴマに次いで作付面積が大きい。そして、総作付面積 74.5 エーカーのうち 46.5 エーカーは非灌漑田に作付けられている。タマネギの栽培は粗収益がよいが、生産費が割に高いため、純収益はモージョーより悪い。したがって、モージョーの他にもいろいろな作付けのバリエーションのある灌漑田の方が、タマネギしか作付けできない灌漑田よりも耕作権の価格が高いのである。

ニンニクとタマネギは、自家消費分と現物払い労賃分以外はすべて自由市場で販売されるが、収益性には大きな差がある。ニンニクは、水田で作られる作物のなかで最も収益性が高い。ただし、先述したようにタマネギと作り方はあまり変わらないが、種代が高いので生産費がタマネギよりかなり高くなる。また、タマネギよりも病害に弱いので収穫も不安定である。そのため、大きな投資と不作のときのリスク負担ができる農家のみが栽培できることになり、作付面積も小さくなる。

それでは、Z 村の農作物の供出率、商品化率、収益性等はどうであろうか。Z 村ではすべての水田に稻が作付けされている。そして、収穫された糲米の 53.9% は 9.55 チャットの供出価格で政府に供出され、残りはすべて自家飯米、現物払い労賃、種糲に回される⁽⁴⁴⁾。またラッカセイは、農家の自給率を上げるために農林省と協同組合省の指導によって 1980 年ころに導入された比較的新しい作物である。1 エーカー当たり 6 バスケットの種子が必要であり、農

民はそのすべてを協同組合から購入し、購入量の2倍の12バスケットを1バスケット当たり50チャットで協同組合に供出しなければならない。残りのラッカセイからはまず自家消費用の食用油を搾り、その後余ったラッカセイは1バスケット当たり65チャットで自由市場に売ることができる。だが、そのような余剰が出る世帯はほとんどなく、自家用にも不足するのが現状である。すなわち、Z村の農産物は、供出されるか自家消費されるかのどちらかであり、現金収入は強制された販売によって得られるのみである。ティンダウンジー村の農産物のように自由市場で商品化されるものは、Z村はない。

さて、ティンダウンジー村とZ村の比較に入ることにしよう。第6表から計算されるティンダウンジー村、Z村それぞれの作付け延べ面積を、それぞれの村の耕地面積（ティンダウンジー村は449.96エーカー、Z村は790エーカー）⁽⁴⁵⁾で割ると、ティンダウンジー村については1.23、Z村については1.08という商を得る。この数値は、両村の耕地利用率、すなわち同一田における1年間の平均作付け回数を表す。先に、ティンダウンジー村では多毛作が、Z村では一毛作が行われていると述べたが、実際には両村の作付け回数の差はそう大きくないといってよい。

灌漑があることの利益は、ティンダウンジー村では多毛作化よりもむしろ農作物の種類の多様性に現れる。自給用と供出用の作物しか作れないZ村に対して、ティンダウンジー村の農民は、それらの作物を生産したうえに商品作物を生産することができる。第6表から分かるように、ティンダウンジー村で作られるトウガラシ、タマネギおよびニンニクは、商品化率が高く収益性もよい。二番穂を供出価格の5倍以上で自由に販売できるモージョーもこの中に入れてよいであろう。このような商品生産の展開の度合が、ティンダウンジー村とZ村とでは決定的に異なり、これが水田耕作権の商品化と深く関係していることは想像に難くない。

さらに第6表から両村それぞれの全作物の純収益の合計額を求め、これをそれぞれの村の耕地面積で除すと、水田1エーカー当たりの平均純収益を求めることができる⁽⁴⁶⁾。結果は、ティンダウンジー村が905チャット、Z村が161

チャットとなる。ティンダウンジー村とZ村の間には、水田1エーカー当たりの収益性に大きな差があり、これが両村の水田耕作権価格の差になって現れているといえる。

このような収益性の格差は、生産物を販売先によって分け、各農作物の販売量、自家消費量等に応じて、供出価格、配給価格および庭先価格の重みをつけたうえで収益性を評価したことによって生じたものである。ネーウィン政権下のビルマでは、農作物によって供出割当率が異なり、市場価格より供出価格を低く抑えるといった政策が施行されていたので、自由市場へ売れる割合(商品化率)の高い作物を栽培することが可能で、そういう作物の作付け比率が高い世帯や地域ほど収益性は良くなるのである。そのような「商品」が圧倒的に多いティンダウンジー村の方が、水田1エーカー当たりの収益性が良いのは当然の帰結である。ティンダウンジー村には、供出価格9.55チャットの糀を50~60チャットで購入して供出する農家があることはすでに述べた。このような行動が発生するのは、糀を供出しなければ耕作権を取り上げられるからであり、そうされることはすなわち、高い収益性を無償で手放すことになってしまうからである。これほどまでの水田耕作権への執着は、Z村ではみられなかった。Z村には天候等の不可避の理由で不足した供出分を買ってまで補おうとする農家はなかったし、行政側もそこまでは要求しなかった。

3. 水田耕作権保有規模と栽培作物

ティンダウンジー村では、Z村に比べ商品生産の展開が進んでいるため、水田耕作権も商品化されやすく、かつ単位面積当たりの生産額も大きくなるので、耕作権価格も高くなることを論証してきた。それでは、そのような商品生産の利益を享受できるのは、どのような階層であろうか。以下、この問題を検討してみることにする。

第7表にみるように、耕作権を買入れしている世帯(非農家に分類)を除い

て、すべての農家が米を生産している。とくにカウッチャーは、農家62世帯のうち55世帯が栽培している。先述のように、カウッチャーが自家飯米としてモージョーよりも食味がよく、自給用に作られているからである。2エーカー未満層の3世帯がカウッチャーを作っていないが、これらは収量の低いカウッチャーでは自家飯米を貽いきれず、しかたなくモージョーを作付けしている世帯である。10~12エーカー層にもモージョーしか作っていない世帯が1世帯あるが、この世帯主は未亡人で、労働力不足のために2エーカーしか稻を作付けしないので、今年(調査時)だけはモージョーのみを作ることにしたと言っていた。残りの3世帯は、市場指向が強い世帯で、供出分だけモージョーを作り、他の水田では商品作物を栽培して、自家飯米はカウッチャーを購入していた。つまり、モージョーのみを作る世帯は、特殊な世帯であるといえる。一方、カウッチャーのみを生産する世帯の場合、4エーカー未満の層は、自家飯米にも事欠くので供出割当がほとんどなく、4~8エーカーの層は、自家飯米を残してすべて供出、8エーカー以上の層は、生産量と供出義務量がほぼ同じであるため、自家飯米分は残してその分モージョーを購入して供出していた。8エーカー以上の層の場合、カウッチャーのみを生産するのは、水利条件が悪くてモージョーを作れない世帯だけである。総じてどの農家でも、自家飯米としてのカウッチャーへの選好が強く、モージョーは供出および市場向け商品用に栽培されているといってよい。

ゴマは、米に次いで作付面積が大きいばかりではなく作付け世帯数も多い。自家用の食用油の生産が主要な使途であるので、収益性が悪くても作る世帯が多く、6エーカー未満の層ではやや少なくなるものの、すべての階層でまんべんなく作られている。カウッチャー→ゴマの輪作がこの村の最も一般的な輪作パターンであることはすでに指摘したが、これは商品生産用ではなく、自給用の輪作であるということができる。このような自給的輪作のうえに展開されるのが、既述のモージョーのほか、つぎに述べるトウガラシ、タマネギ、ニンニクの商品生産である。

タマネギを栽培する世帯数はゴマと同じくらい多数で、かつすべての階層

第7表 耕作権保有者規模別栽培作物分類

(単位:世帯)

保有規模 (エーカー)	耕作権保有世帯数	モージョーとカーチー	モージョーのみ	カウッチーのみ	ゴマ	トウガラシ	タマネギ	ニンニク	米のみ	米とゴマのみ
2エーカー未満	5			3	2		1		4	0
2~4	13	3		10	6	3	4	2	4	4
4~6	11	5	1		4	3	4	2	4	0
6~8	8	6		2	6	2	2		1	3
8~10	12	9	2		1	7	5	8	3	0
10~12	4	2	1	1	2	1	4	1	0	0
12~14	5	4		1	4	2	4	2	0	0
14~16	2	1		1	2	1	2	1	0	0
16~18	1	1		1	1	1	1	1	0	0
18~20	1	1	1		1	1	1	1	0	0
20エーカー以上	1	1		1		1		0	0	0
合計世帯数	63	33	7	22	33	18	31	13	13	8

(出所) 筆者調査による。

に及んでいる。だが、第7表を丹念に見てみると、水田耕作権保有世帯数に対するタマネギ作付け世帯数の比率が、ゴマに比べて8エーカー未満の小規模層ではかなり小さくなっているが、逆に8エーカー以上の層では大きくなっている。後者に含まれる世帯のほとんどは、タマネギを作付けしており、カウッチャーとゴマを自給、モージョーを供出、モージョーの二番穂とタマネギを商品化というのが、中規模農以上の層の典型的な生産パターンであるといえる。

トウガラシもすべての階層で作られているが、栽培農家数は18世帯と少ない。また、小規模層(8エーカー未満)、中規模層(8~12エーカー)、大規模層(12エーカー以上)の平均作付面積が、タマネギの場合それぞれ1.5エーカー、2.3エーカー、3.6エーカーであるのに対し、トウガラシの場合は0.9エーカー、1.1エーカー、3.1エーカーであり、各層でトウガラシの作付面積はタマネギよりも小さくなっている。とくに、小中規模層で作付面積が小さくなっている。これらに対して相対的に大規模層での作付面積が大きくなっている。トウガラシは水田を占拠する期間が長いので、耕地に余裕のある大規模層の方が作付けしやすいからであろう。また、タマネギとトウガラシを同一年に作付けする農家は8世帯しかなく、階層には無相関であるが、小規模層はカウッチャーかゴマの自給を諦めなければ、両者を同一年に栽培することはできない。

ニンニクは、小規模層ではほとんど作られていない。先述したように、高い生産費とリスクを負担できる世帯でなければ作付けできないからである。小規模層でニンニクを栽培している世帯が2世帯あるが、1世帯は御者として、他の1世帯は占星術師としての兼業収入があるために、ニンニクに投資することができる。また、ニンニクの1世帯当たりの作付面積は1エーカー程度で、規模と無関係である。

以上、水田耕作権保有規模と作付けしている農作物との関係を、作物ごとに分析してきた。一般的に、米(とくにカウッチャー)とゴマは、自給用作物として保有規模に関係なく多くの農家で作られており、タマネギは商品用とし

て同様に多くの農家で栽培されている。これに対し、単位面積当たりの収益性が高いトウガラシやニンニクは、大規模農家ほど作付けする世帯数や面積が増加する傾向があり、なかでも生産リスクの高いニンニクの栽培は、ほぼ上層農家に限られている、ということができる。

そこで作物を、自給作物（米、ゴマ）と商品作物（トウガラシ、タマネギ、ニンニク）の二つの範疇に分けて、耕作権保有規模と作付け世帯数の関係を調べてみると、第7表の右端の2列のような数値が得られる。これによると、8エーカー未満の小規模層には、米のみ、あるいは米とゴマのみというように、自給的作物のみを作っている世帯が多くみられる。これらの世帯は、耕地が少ないために自給的作物しか作れず、貨幣収入は兼業によって得ているのではないかと思われる。第2表でこの層に兼業世帯が多かった理由は、このように説明できるであろう。それに対して、8エーカー以上の中・大規模層では、自給的作物のみを栽培する世帯はほとんど皆無である。ティンダウンジー村では農作物の商品化が非常に進展していることは、すでに何度も述べたが、その商業的農業を担ってきたのがこの中・大規模層であることがここで証明される。とくに大規模層は、トウガラシやニンニクといった高リスク、高リターンの農作物を栽培することによって、多大な収入をあげることができる。ティンダウンジー村で水田耕作権の売買が頻繁に行われ、耕作権を購入して大規模化を図る世帯が多いのは、このような大規模経営の有利性によるものであると思われる。

むすびにかえて

以上本章では、まず前半でチャウセー郡ティンダウンジー村の農地保有および農地移転の現状とその特質を叙述した。そこで発見された事実は、さきに筆者が調査した下ビルマのZ村の実態とはかなり異なるものであった。そのため、本章の後半では、同じネーウィン政権のもとで耕作権の国家管理制度

度、強制栽培制度および供出制度が施行されているにもかかわらず、なぜこのような相違が生ずるのかを解明することに努力してきた。

両村の土地制度上の相違点をまとめる前に共通点を挙げておくと、第1点は、両村ともに大量の土地なし農業就労世帯が存在すること⁽⁴⁷⁾、第2点は、仏教徒慣習法に反する、土地の生前相続が広く行われていること、である。第1の共通点は、農地改革の不履行(ティンダウンジー村)、もしくは不徹底(Z村)によるものである。第2の共通点は、農地が国有であり農民には「耕作権」しか与えられていないことに起因すると考えられる。

さて、両村の農地保有上の相違点は、1世帯当たりの平均農地保有規模と世帯別保有分布の違いにみることができる。Z村では、水田耕作権保有世帯の平均保有面積が12.32エーカーで、世帯数の53.8%は10~14エーカー、つまりダドーントゥンの水田耕作権を保有していた⁽⁴⁸⁾。これに対し、ティンダウンジー村の水田耕作権保有世帯の平均保有規模は、7.21エーカーとかなり小さく、また、ダドーントゥン(この村にはないが)に当たると思われる8~12エーカーの水田を保有する農家は、調査対象農家数の25.4%にすぎず、保有規模のばらつきも大きい。この相違は、農地改革がZ村では行われ、ティンダウンジー村では行われなかったことにもよるが、より重要な要因は、両村の農地移転の実態上の差異によるものと思われる。

すなわち、両村の農地保有規模およびその分布の相違は、農地移転の方法、規模および頻度等の違いに求めることができる。ビルマでは(法制的に禁止されてはいるが)分割(あるいは均分)相続の慣習があるにもかかわらず、Z村ではそのような相続が行われることは少なく、また売買による移転も少なかつた。対照的に、ティンダウンジー村では、相続(生前の)によって耕地が分割されるのが一般的であり、売却による農地の分割や購入による規模拡大も頻繁に行われている。

ティンダウンジー村でこのような耕地の細分化や商品化が進展しているのは、耕地で生産される農産物の性格の相違によるものである。Z村の農産物のほとんどが供出用か自給用であるのに対し、ティンダウンジー村では、農

産物の商品化が進んでおり、調査当時の価格で計った土地生産性がZ村に比べて圧倒的に高い。これが農地の細分化や商品化を促進する要因となっているのである。

しかし、こうした農地の売買や分割は、法制的に厳しく禁止されているはずである。にもかかわらず、村落人民評議会や郡区の行政諸機関は、この違法行為に対して黙認の態度をとっている。なぜこのようなことが起こりうるのだろうか。

そこで考えられる仮説は、まず、Z村の農地が農地改革によって政府から与えられたものであるのに対し、ティンダウンジー村の農地が先祖代々受け継がれてきたボババイン地であることによる行政の介入の困難さである。確かに、ティンダウンジー村では農地改革が行われなかったこともあり、農地に対する農民の「所有」意識がかなり強い。Z村では、農地を「所有する」と答えた者はいなかったが、ティンダウンジー村では、「所有する」と答える者や、そのように答えたあと「耕作権がある」と言い直す者が何人もいた事実がこれを裏付ける。しかし、ティンダウンジー村では、Z村ではなかった、軍による水田耕作権の没収という事態がときどき起こっている。このように、軍用地として耕作権を無償で取り上げられた世帯が、回答が得られただけで3世帯あった。村人たちの話によると、実際はもう少し多いようである。こうした事件を通じて、土地の所有権は国家にあるといった観念が、村人の意識のなかに強く印象づけられているはずである。つまり、ボババイン地であるからといって、行政が干渉しにくいことはないといえる。

国家による土地所有を背景とするこうした行政の強制に対して農民の抵抗がないとしたら、考えうるのは行政側の意図による黙認である。下ビルマのZ村で水田耕作権の分割が行われなかったのは、労働力と農業資本の再生産をしながら、毎年の供出義務を満たすためには、グドートゥンが最小限必要な耕地面積であり、行政側も最大限の供出量を確保するためにそれ以上の細分化を望まなかったことによる⁽⁴⁹⁾。一方、上ビルマのティンダウンジー村では、発達した商業的農業による高い土地生産性と左官を中心とした安定し

た兼業機会のために、ある程度農地を分割しても自給レベルを満たしたうえで供出を果たすことができた。したがって、行政側も、農地の分割や売買を大目にみていたのではないだろうか。すなわち、農地の国家管理＝耕作権制度、強制栽培制度および供出制度というネーヴィン政権の農民・農地管理政策の3本柱のうち、政策の理念は別としても、執行上は供出が最重要視され、耕作権制度と強制作付制度はそれを補完するものにすぎなかつたのではないだろうか。

このような仮説を論証するためには、農業政策のより綿密な分析が必要である。だがこれは今後の課題とし、本章では農村の土地制度の比較分析から生じてきた農業政策に関するこのような疑問点を指摘するだけにとどめておく。

[注] —————

- (1) ここでいうドライゾーンとは、マンダレー管区、ウントー以南のザガイン管区、およびミンドン、タイエッ、カマ、アウンランの各郡区（南部の一部）を除くマグエー管区を指す。この地域区分方法およびドライゾーンとデルタ地域の降水量については、Nuttonson, M.Y., *The Physical Environment and Agriculture of Burma*, ワシントン, American Institute of Crop Ecology, 1963年, を参考にした。
- (2) ビルマ語のローマ字表記は、東京外国语大学の奥平龍二教授考案のビルマ語表記法による。ただし、固有名詞については、通常ビルマ人が使用する表記法を使用した。
- (3) イギリス植民地期には、全土の地誌編纂事業の一環として、チャウセーについても詳しい実態調査がなされ、地誌が書かれている。Stewart, J.A.編, *Burma Gazetteer, Kyaukse District, Vol. A*, ラングーン, Government Printing and Stationery, 1925年。
- (4) 下ビルマのZ村の農地保有の概要については、高橋昭雄「ビルマ式社会主义下の農地保有——下ビルマ一米作村の事例——」(『アジア経済』第31巻第3号, 1990年3月), を参照のこと。また、「保有」の定義については、高橋昭雄「下ビルマ米作村における農地政策の展開, 1957~1987年」(『アジア経済』第31巻第2号, 1990年2月) 10ページ, を参照のこと。
- (5) 高橋「下ビルマ米作村に……」12~16ページ。
- (6) このように自然村が塊村をなし、村の出入口に門が設けられているのは、上

ビルマに特徴的な現象であり、下ビルマでは、道路沿いや自然堤防上（Z村のように）に列状村ができるのが一般的である。

- (7) チャウセー郡区の面積は約1878平方キロメートル、人口は1982年時点で13万5044人である。myanmà hsousheli' lānzin pati kyau'hse myōdune pati uni' [ビルマ社会主義計画党、チャウセー郡区支部], *kyau'hse myōdune myōdune hma'tān* [チャウセー郡区地誌]、チャウセー、1982年、1 および50ページより計算。以下、この資料を『チャウセー地誌(82)』と略記する。
- (8) ヤンゴン＝チャウセー間の距離は、『チャウセー地誌(82)』1ページより計算。マンダレー＝チャウセー間の距離は、チャウセー郡庁の役人からの聞き取りによる。
- (9) 『チャウセー地誌(82)』5～6ページより計算。
- (10) パンフレットの題名は、*zogiyimi' hn̄n pānlaunmyi'myā poshī yehlēhsemyā* [ゾージー川とパンラウン川にある堰]（以下、『パンフレット』と略記する）、となっている。また、『チャウセー地誌』1978年版によると、1977/78年度の郡区内の灌漑面積は、6万9616エーカーである。ここで、1エーカーは約0.405ヘクタールである。
- (11) 『チャウセー地誌(82)』121ページ。ただし、休耕地2万591エーカーが含まれている。
- (12) *simankēin hn̄n bandayēi wungyī htanā* [計画財務省], *pyidaunzū myanma nainngando i bandayēi sībwāyēi, luhmūyēi ahkyeianeitinpyāje'*, 1989-90 *hkuhni'* [ビルマ連邦の財政、経済、社会に関する報告、1989/90年度]、ヤンゴン、*simankēin hn̄n bandayēi wungyī htanā*, 1989年、44ページ。
- (13) 『パンフレット』によると、ミンイェー水路の全長は約24キロメートル(15マイル)で、灌漑面積は9791エーカー、うちチャウセー郡区内の灌漑面積は3394エーカーである。
- (14) アノーラター王は、パガン朝第42代の王とされているが、歴史上実在が確実視されているのはアノーラター王以降であり、彼以前のパガン朝の王については、伝説の域を出ない（大阪外国语大学ビルマ研究室『ビルマ史年表』1960年、93ページ）。また、Hallは、「アノーラター王がビルマ最初の王であり、彼とともにビルマの歴史が始まった」と、言っている(Hall, D.G.E., *Burma*, ロンドン, Hutchinson's University Library, 1950年, 14ページ)。
- (15) Pho Kyaw San, *myanmà leya sībwāyēi si'tān: myanma bayin hki'* 1044-1855 [ビルマ農業経済白書、ビルマ王朝時代(1044年-1855年)]、ヤンゴン、U Bo Han, 1968年、273～274ページ。ただし、同書の262ページから322ページまでは、U Ba Thein著の“*kyau'hse kōuhkayain thamāin*”[チャウセー・コーカヤインの歴史]が、転載されている。こうしたアノーラター王創始説に対し、Luceは、アノーラター王治世以前からチャウセーではかなり灌漑が発達

- していたと述べている (Luce, G. H., *Old Burma-Early Pagān Vol. 1 Text*, ニューヨーク, J.J. Augustin Publisher, 1969年, 30~31ページ)。
- (16) Pho Kyaw San, 同上書, 315ページ。Stewart, 前掲書, 13ページ。Luce, 同上書, 30ページ。
- (17) Stewart, 前掲書, 14ページ。ただし, この史料はイギリス植民地期に書かれたものである。碑文等のアノーラター王統治期に書かれた史料で, ティングダウンジー村の位置が正確に示されているものがあるかどうかは不明である。
- (18) Furnival, J.S., *An Introduction to the Political Economy of Burma*, 第3版, ヤンゴン, Burmese Advertising Press, 1957年, 41ページ。
- (19) 1982年の人口は,『チャウセー地誌(82)』51ページにより,87年の人口は,ティンダウン村落区村落人民評議会書記からの聞き取りによる。村落人民評議会とは,村落区の唯一の行政機関の名称である。
- (20) 家計の主たる生計支持者,もしくはこれと重なることが多いが,世帯の経済活動を統括する人物を,ビルマ語ではエインダウンダーズ・アチーアケー (*eindaundhazù akyiakê*)といい,これを本章では「世帯主」と訳す。この定義は,日本の農業センサスの世帯主の定義ともほぼ一致する。ちなみに,ビルマのセンサスや村の統計では,世帯主をエインダウン・ウースイー (*eindaun úsi*)と一般的には呼ぶ。これは,日本の場合ならば戸籍(ビルマにはない)筆頭者にあたり,アチーアケーと同一人物であることが多いが,そうでない場合もある。日本の農業センサスの世帯主の定義については,農政調査会編『農業統計用語辞典』農村漁村文化協会, 1975年, 56~57ページ,を参照した。
- (21) ここで農業世帯とは,経営耕地を保有し,世帯主が主業として農業を営んでいる世帯をいう。ビルマ語ではこのような世帯を「農民世帯」(*thaundhu led-hamâ eindaundhâuzù*)という。また,後述するように,農業世帯のほかに,自家農業を営む世帯が2世帯ある。本章では,農業世帯とこの2世帯を合わせて,「農家」と呼ぶことにする。ただし,水田をすべて賃入れしている1世帯を「農業世帯」あるいは「農家」とは呼ばない。
- (22) 高橋「下ビルマ米作村に……」6ページ。
- (23) 本来「兼業」とは,自家農業以外の職業に用いられる,主副の関係を含まない用語である。だが本章では,世帯主が時間的に最も長く従事する職業を「主業」とし,それ以外,すなわち世帯主が副次的に従事する職業もしくは世帯主以外の世帯構成員が従事する職業を「兼業」と定義する。つまり,ここでいう「主業」は農業のみに限らない。
- (24) ティングダウンジー村には,水田のほかに畑(ya)と樹園地(ayin)の2種類の農地が存在する。だが,調査対象世帯に関しては,水田を保有せずに畠や樹園地のみを保有する世帯はないので,「水田耕作権を保有する世帯」を「農地を保有する世帯」で置き換えても同義である。

調査対象世帯のなかには、畠を保有する世帯が6世帯、樹園地を保有する世帯が2世帯あるのみである。また、畠と樹園地の合計面積は15.6エーカーで、調査対象世帯の農地保有面積の3.3%にすぎない。畠では、3世帯がタマネギを作っているが、残りの3世帯は何も作付けていない。一方樹園地では、1世帯がバラを栽培して高収入をあげているが、あの1世帯は何も作らずに空き地にしてある。つまり、全般的に、ティンダウンジー村の農業生産において、畠と樹園地は規模的にも経済的にも大きな意味をもっていないといえる。以上の理由により、特別の断りがないかぎり、本章では畠と樹園地の保有は無視して議論を開展する。

また、「耕作権」の定義と成立過程については、高橋「下ビルマ米作村に……」12ページ、を参照のこと。

- (25) Furnival, 前掲書, 37~38ページ。
- (26) 水田以外の地目の土地は、耕作権に基づかないで保有しうるので、「耕作権を保有する世帯」数よりも「経営農地を保有する世帯」数の方が多くなる場合がある。高橋「下ビルマ米作村に……」5~6ページ、参照。なお、注(24)で述べたように、ティンダウンジー村では両者は一致する。
- (27) 斎藤照子「下ビルマ米作村の農業労働者——チュンガレー村におけるその実態——」(『アジア経済』第21巻第11号, 1980年11月) 77~78ページ。
- (28) Nash, M., *The Golden Road to Modernity: Village Life in Contemporary Burma*, ニューヨーク, ロンドン, シドニー, John Wiley & Sons, 1965年, 285~286ページ。ただし、村民の間の激しい利害対立のため、失敗に終わっている。
- (29) 『チャウセー地誌(82)』91~92ページ。
- (30) ボババイン地とは、「祖先の土地」という意味である。その詳しい定義については、Pho Kyaw San, 前掲書, 68ページ、を参照のこと。
- (31) Z村で、役牛とは、ビルマ牛の去勢牛と牡牛の水牛の成牛を指す。しかし、ティンダウンジー村には水牛はおらず、ビルマ牛の去勢牛のみを役牛という。また、「対」とは、ビルマ語の「シン」(shin) の訳語で、2頭の役牛を1対という。
- (32) 高橋「ビルマ式社会主义……」33および40~42ページ。
- (33) ヤードー村では、保有面積7エーカー未満の世帯は、農業だけでは生計を立てていけないという。Khin Pwint Oo, "Yadaw Revisited," 未公刊, ヤンゴン, 68~70ページ。
- (34) 高橋「ビルマ式社会主义……」40~43ページ。
- (35) ヤードー村では、農地改革時に、1世帯当たり10エーカーを基準として水田を配分することが決められたという。Nash, 前掲書, 285ページ。
- (36) そもそも「相続」とは被相続人の死後に行われるべきものであり、生前に行

われれば、それは「贈与」である。しかし、被相続人から相続人への耕作権の贈与は、被相続人の生死にかかわらず，“amwe”（相続）といわれていたので、本章ではこの「贈与」を「生前相続」と呼ぶことにした。

- (37) Maung, E., *Burmese Buddhist Law*, ヤンゴン, Sapaylawka Printing Works, 1970年, 106ページ。
- (38) Spiro, M.E., *Kinship and Marriage in Burma: A Cultural and Psychodynamic Analysis*, バークレー, ロサンゼルス, ロンドン, University of California Press, 1977年, 57~58ページ。
- (39) 高橋「ビルマ式社会主義……」36~38ページ。
- (40) 米は貿易省傘下の農産物交易公社と協同組合省傘下の協同組合に、他の供出対象作物は協同組合にそれぞれ供出されることになっているが、ティンダウンジー村の場合、米も協同組合のみに供出されていた。なお、協同組合とは、協同組合省によって各行政単位ごとに設置されている、官製の消費者協同組合のことである。
- (41) このような輪作パターンや実際の作付け調査は、本来ならば2~3年にわたって行われるべきである。だが、時間的余裕がなく、そのような調査ができなかつたことが残念である。
- (42) 調査時点では、両村ともに供出制度が敷かれていたので、供出される作物については、供出される量だけ供出価格で計算した。米の自家消費分、種糲代、現物払い労賃等については配給価格、その他の作物については、供出された残りの量（市場販売分、自家消費分、現物払い労賃等）を庭先価格でそれぞれ計算して、1エーカー当たりの粗収益を計算した。ただし、カウッチャーおよびモージョーの供出量としては、それぞれの1エーカー当たり収量に米の供出率50.4%を乗じた数値を用いた。また自由市場に販売されるモージョーの二番穂は、庭先価格で計算した。したがって、下記の「収穫量」「供出量」はすべて各々の村の1エーカー当たりの平均量であるとすると、それぞれの作物の1エーカー当たりの粗収益は次のように計算される。
 - ・カウッチャー

$$\text{粗収益} = (\text{供出価格}) \times (\text{供出量}) + (\text{配給価格}) \times [(\text{収穫量}) - (\text{供出量})]$$
 - ・モージョー

$$\text{粗収益} = (\text{供出価格}) \times (\text{供出量}) + (\text{配給価格}) \times [(\text{一番穂の収穫量}) - (\text{供出量})] + (\text{庭先価格}) \times (\text{二番穂の収穫量})$$
 - ・ゴマ、トウガラシ、ラッカセイ

$$\text{粗収益} = (\text{供出価格}) \times (\text{供出量}) + (\text{庭先価格}) \times [(\text{収穫量}) - (\text{供出量})]$$
 - ・タマネギ、ニンニク

$$\text{粗収益} = (\text{庭先価格}) \times (\text{収穫量})$$
- (43) 1バスケットは約40.9リットルにあたる容量単位で、糲米だと約20.9キログ

ラムになる。

- (44) 1985年までは、供出後残った粗米を自由市場で販売することができたが、それができたのは一部の大規模農家に限られていた。筆者がZ村の調査を行った87年時点では、自由市場への販売は禁じられており、たとえ売っていたとしても、はっきりと「売っている」と回答する農家はなかった。同様に、ティンダウンジー村のモージョーの二番穂も、自由市場への販売はできないはずであるが、農民はその販売を隠すことにはしなかった。おそらく、モージョーの作付けを奨励するために、自由市場への販売が黙認されているのであろう。
- (45) 調査対象世帯の水田耕作権保有面積の村ごとの合計値。ただし、ティンダウンジー村の4.15エーカーを賃入れしている世帯の面積と、Z村の10エーカーを賃貸している世帯の面積は除外する。

- (46) ティンダウンジー村とZ村の1エーカー当たり平均純収益を、それぞれ R_t , R_z とすると、

$$R_t = (1225 \times 144.57 - 72 \times 190.46 + 114 \times 120.83 + 2220 \times 25.90 \\ + 1036 \times 74.50 + 6637 \times 14.70) \div 449.96 = 905$$

$$R_z = (126 \times 791.00 + 435 \times 64.30) \div 791.00 = 161$$

- (47) このように大量の農業労働者を抱えておくことのできる経済構造については、本章で言及することができなかつたので、いずれ別稿で論じることにしたい。

- (48) 高橋「ビルマ式社会主义……」33ページ。

- (49) Z村の供出と農地管理の実態については、高橋「下ビルマ米作村に……」12~16ページ、を参照のこと。